

令和 8 年 6 月 8 日
防 衛 省

資料要求について

別紙のとおり提出いたします。

問1 国と新関西国際空港（株）が確認書を交わす際、近隣自治体（大阪府、兵庫県、基礎自治体＝伊丹、川西、豊中、その他、10市協構成自治体）は、全く関与できないのか。

問4 3月30日に大阪府・兵庫県などへの説明があったが、それ以降、詳細情報がないと聞いている。10市協構成自治体などにも説明があるはずと聞いているが、具体的にいつ頃を考えているのか。

問5 爆音など被害を受ける地元自治体（伊丹・川西・豊中など）において、確認書を交わす前に住民説明会が必要だと考えるが、説明会を開催するという理解で良いか。

問1、問4、問5について

○ 政府としては、関係する自治体に対して説明を行う考えであるが、どの自治体に、いつ説明するかなどについては、自治体との関係もあるため、政府からは調整状況を含め、回答は差し控えたい。

問2 仮にそれら自治体の中に、特定利用空港となることに反対の意思表示があった場合でも、新関西国際空港（株）が受け入れれば国は確認書を締結するのか。

○ 「円滑な利用に関する枠組み」は、あくまで国とインフラ管理者との間で設けるものであり、受入れの可否はインフラ管理者である新関西国際空港（株）が判断することとなる。

問3 確認書には、近隣自治体（兵庫県、大阪府と10市協構成自治体）の合意事項・要望事項を盛り込むことは可能か。

○ 確認事項は、一律の内容で取り交わしており、新たな事項を追記することは考えていない。

問6 大阪国際空港を特定利用空港とすることで、具体的にどのような訓練を考えているのか。その際に、空港運用基準などの範囲内で行われるという理解で良いか。また、自衛隊駐屯地と空港間の道路整備なども視野に入っているのか

○ 大阪国際空港での訓練の計画については、具体的に決まっているものはないが、例えば、輸送機による迅速な国民保護のための訓練、戦闘機や輸送機による離着陸訓練、離着陸に必要な各種資器材・人員等の空港への展開訓練等を想定している。

○ その上で、自衛隊の訓練等の利用については、インフラ管理者と関係省庁との間で設けられる「円滑な利用に関する枠組み」の中で、関係法令等を踏まえて行うものである。

○ また、総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備の取組においては、平素から円滑な自衛隊の人員・物資輸送等に資するよう、「特定利用空港・港湾」と自衛隊の駐屯地等とのアクセスの向上に向け、道路ネットワークの整備を図っているが、令和9年度以降の対象となる道路は、今後、検討してまいる。

問1 Q9に対するAでは、「『国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合』としては、例えば、災害時において救援部隊の派遣が必要な場合や弾道ミサイル対処を想定しています」とされている。

発射から着弾まで短時間である「弾道ミサイル対処」は、一般的に考えにくい。弾道ミサイルで自衛隊飛行場が狙われた時、自衛隊機を民間飛行場に「避難」させる、ということか。

- 平素における特定利用空港・港湾の弾道ミサイル対処の利用については、弾道ミサイル迎撃に必要な部隊を速やかに展開させること等を想定したものであり、お尋ねのように、自衛隊機を民間飛行場に「避難」させることを想定したものではない。

問2 Q12に対するAで、「基本的にはそれぞれの空港・港湾につき、年数回程度を想定しています」とされているが、自衛隊ととの共用ではない民間空港である徳之島空港や長崎空港では、年30回程度の利用となっている。この説明は実態とかけ離れているのではないか。

- 徳之島空港、長崎空港が特定利用空港となった後の訓練の利用回数について、令和7年2月28日時点で把握している限りにおいては、徳之島空港で6回、長崎空港で4回となっている。

問3 Q13に対するAで「この枠組みは、自衛隊・海上保安庁による利用を対象として、あくまで関係省庁とインフラ管理者との間で設けられるものであり、米軍が本枠組みに参加することはありません」とあるが、既に特定利用空港・港湾では、米軍機・艦船の利用が確認されている。上記回答が虚偽ではないとすれば、米軍は「円滑な利用に関する枠組み」（施設管理者との確認書）に拘束されない、との理解でよいか。

- 「円滑な利用に関する枠組み」は、自衛隊・海上保安庁による利用を対象として、あくまで関係省庁とインフラ管理者との間で設けられるものであり、米軍の利用は本枠組みの対象ではない。

問4 Q22に対するAでも「本枠組みは、あくまで関係省庁とインフラ管理者との間に設けられるものであり、日米共同訓練における米軍による空港・港湾の利用について、この枠組みで調整することはありません」となっている。米軍は「円滑な利用に関する枠組み」に拘束されず自由に利用できる、という理解でよいか。

- 「円滑な利用に関する枠組み」は、自衛隊・海上保安庁が、民間の空港・港湾を利用するに当たって、インフラ管理者との間であらかじめ利用調整を行うための枠組みを設け、円滑に調整できるようにしておくことにより、これまで以上に円滑な利用を可能とするものであり、ご指摘のように利用要領を拘束する趣旨のものではない。
- その上で、米軍は、日米共同訓練におけるものを含め我が国の民間空港・港湾

を利用するに当たっては、米軍自身がインフラ管理者とこの枠組みの外で調整を実施することになっている。この点は、「円滑な利用に関する枠組み」を設けられる前後で変化するものではない。

- なお、あくまでも一般論として申し上げれば、米軍は日米地位協定第5条に基づき、我が国の民間空港・港湾を利用することが認められており、このことは「特定利用空港・港湾」であるかに拠らない。

問5 日米地位協定第5条では、米軍の艦船及び航空機（米軍に徴用された民間船舶及び民間航空機を含む）が、わが国の空港、または港湾に出入りする権利が認められており、現に特定利用空港・港湾ですらない民間空港・港湾に米軍機や米軍艦船が利用している。米軍機・艦船が「特定利用空港・港湾」を利用することを想定されている、との理解でよいか。

- 一般論として、米軍は、「特定利用空港・港湾」であるか否かにかかわらず、日米地位協定に基づき、日本国の港又は飛行場に入出ることができる。

問6 Q14に対するAでは、武器弾薬の積み降ろしもあるとされている。「関連する法令に則り、安全に十分配慮」とあるが、航空法第86条では「爆発性または易燃性を有する物件その他人に危害を与え、または他の物件を損傷するおそれのある物件で国土交通省令で定めるものは、航空機で輸送してはならない」と規定されている。同法施行規則第194条第2項で例外が規定されているが、特定利用空港を利用する自衛隊機が危険物を運搬する場合、第1号から第6号までのうち、どれに該当すると解釈すればよいか。

- 特定利用空港に限らず、自衛隊機で危険物を運搬する場合には、自衛隊法第107条第1項の規定により、航空法第86条の爆発物等の輸送禁止など航空法の一部が適用除外とされている。
- また、適用除外とされた事項については、別途、防衛大臣が国土交通大臣と協議の上、航空機の安全性や運航に関する基準を定め、必要な措置を講じている。

問7 Q17に対するA「『円滑な利用に関する枠組み』は、自衛隊・海上保安庁の優先利用のためのものではありません」とある。大阪国際空港の場合、一日の発着便数370便という制約があり、現状では民間機の運用だけで「空き」はほとんどない状態だ。自衛隊機が使用する際は、民間航空機の離発着を一時的に制限する、という理解でよいか。

また、大阪国際空港の運用時間帯「7時から21時まで」以外の深夜や早朝に利用する可能性はあるのか

- 「円滑な利用に関する枠組み」は、自衛隊・海上保安庁の優先利用のためのものではなく、空港法等の既存の法令に基づき、関係者間で連携し、自衛隊・海上保安庁による柔軟かつ迅速な施設の利用について調整するための枠組みである。

- また、運用時間帯以外での利用については、何ら決まったものはない。

問 8 Q20 に対する A 「これまでも自衛隊・海上保安庁の訓練の実施に当たっては、地域住民に及ぼす影響を考慮し、訓練内容や規模によっては、事前に訓練内容・実施日程をインフラ管理者や関係自治体へ説明を行っており、「特定利用空港・港湾」を利用する場合においても、同様に対応します」となっている。
事前情報提供を受けた管理者・地元自治体は、利用目的やどのような航空機か（戦闘機、輸送機などの種別、具体的な機種）、離発着の時間帯その他の理由により自衛隊機の利用を拒否することができるのか。

- 自衛隊としては、関係者との間で構築する「連絡・調整体制」を通じて、早い時期に意見交換や情報共有を行っており、早い段階で生じ得る課題等を把握・解決するよう努めている。それにより、インフラ管理者と緊密に連携しつつ、民生利用に配慮した調整をおこなっていく。
- また、訓練内容や規模によっては、事前に訓練内容、実施日等を関係自治体へ説明しており、例えば、飛行時間帯、一度に離着陸する機数などについて、事前に相談させていただき、ご意見・ご要望も踏まえ、自衛隊による利用が空港周辺の方々に及ぼす影響が最小限となるよう、努めてまいりたいと考えている。

問 9 Q31 に対する A 「訓練等の実施に当たっては、自衛隊機による利用が空港周辺の方々に及ぼす影響が最小限になるよう、努めてまいります」とある。ただ自衛隊機の騒音が、民間航空機と同等あるいはそれ以下の騒音であることは考えられない。自衛隊機により騒音被害が深刻化することは避けられない、との懸念があるが、どのように理解すればよいか。

- 訓練内容や規模によっては、事前に訓練内容、実施日等を関係自治体へ説明しており、例えば、飛行時間帯、一度に離着陸する機数などについて、事前に相談させていただき、ご意見・ご要望も踏まえ、自衛隊による利用が空港周辺の方々に及ぼす影響が最小限となるよう、努めてまいりたいと考えている。